

(別紙)

計画の目標

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

- (1) 原発事故の影響により、子育て世代を中心とした市外へ避難した方や自主避難を希望しているものの、経済的理由などによりやむを得ず市内で居住している方、また、市内に居住してはいるものの、放射能への不安を抱えながら生活している住民のため、相馬市総合計画に位置づけられている、潤いのあるまちづくりに不可欠な公園のうち、遊具が設置されている市内公園における遊具の更新を実施し、市外へ避難している子育て世代等が、安心して運動・遊びを行わせることができる環境を整備することにより、相馬市への定住を促進し、かつ地域の復興を図ること、また、就学前児童及び小学生の放課後・休日における外遊び・運動機会の増加を図り、もって、相馬市の児童の原発事故前以上の体力向上に寄与することを目標とします。

(A-1 事業)

【位置付け】

〔相馬市総合計画〕第3編-第3章-第3節 子育て環境の整備

〔相馬市総合計画〕第3編-第6章-第2節 潤いのあるまちづくり

〔相馬市都市計画マスタープラン〕Ⅲ-第1章-1-5-(5) 公園等の整備方針

- (2) 原発事故の影響により、子育て世代を中心とした市外へ避難した方や自主避難を希望しているものの、経済的理由などによりやむを得ず市内で居住している方、また、市内に居住してはいるものの、放射能への不安を抱えながら生活している住民のため、市内の中心部に位置する相馬市中村地区に、屋内型の地域水泳プールを整備し、関係機関と連携して各種運動教室等を開催することにより、市外へ避難している子育て世代等が、安心して相馬市で生活ができる環境を整備し、相馬市への定住を促進すること、また、原発事故の影響により運動機能の低下が著しい子どもの運動機会の確保を図り、相馬市の児童の原発事故前以上の体力向上に寄与することを目標とします。(B-1 事業)

【位置付け】

〔相馬市総合計画〕第3編-第3章-第3節 子育て環境の整備

〔相馬市総合計画〕第3編-第4章-第10節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

〔相馬市復興計画 Ver2.2〕第8章-第1節-第5項 市民屋内プールの建設

(3) 相馬市における運動活動については、相馬市総合計画の基本方針にスポーツ・レクリエーション活動の充実として、市民の誰もがいつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に参加でき、健康で豊かな生活が送れるようスポーツの振興を図ることが重要とされており、その具体的施策として多様なスポーツ施設の利活用の促進により施設の有効活用を図ることを目標としています。